

営業時間の短縮要請

- 対 象 23区及び多摩地域の各市町村の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店
- 営業時間 朝5時から夜10時まで
- 期 間 11月28日(土)零時
～12月17日(木)24時

協力金の支給（補正予算の専決処分）

- 全面的にご協力いただける中小事業者を対象に、一事業者あたり、一律40万円を支給
- 支給対象はステッカー掲示事業者

営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金 200 億円

外出自粛のお願い

- できれば、できるだけ
外出は控えて
- 外出する際は、
感染予防・感染対策を万全に

中小企業の取組に対する助成

○ガイドラインに基づく取組への助成を拡充

✓ 設備工事費の助成限度額を引き上げ

1事業者あたり100万円を1店舗あたり200万円に変更

✓ 換気設備の設置を含む工事が条件

✓ 申請期間 12月28日（月）まで

Go To Eat キャンペーン

<国への申し入れ内容>

- **食事券の新規発行の一時停止**
- **既に発行された食事券・ポイントの利用を控える呼びかけ**
- **期間：11月27日（金）～12月17日（木）**
- **利用期限等の延長**

「もっとTokyo」

以下の期間を対象とする旅行の新規販売を停止

・ 11月28日（土）～12月17日（木）

（営業時間の短縮要請の期間）